

別記 1 (要綱第 5、要領第 2 関係)

栽培基準

1 適用の範囲

この栽培基準は、住田町安全安心農産物認証・表示要綱(以下「要綱」という。)第 3 に規定する農産物であって、認証農産物の生産を行う場合に適用する。

2 定義

要綱第 4 の規定による認証区分の定義は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	定 義
農薬・化学肥料不使用栽培農産物	当該農産物の栽培期間中において、節減対象農薬、化学肥料及び化学合成土壌改良資材を使用しない栽培方法により生産された農産物又は有機農産物の日本農林規格(平成12年農林水産省告示第59号、平成17年10月全部改正)の基準に準ずる方法により生産された農産物であって、堆肥等による土づくりを行ったほ場において収穫されたものをいう。
農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物	当該農産物の栽培期間中において、節減対象農薬を使用しない栽培方法であり、かつ、化学肥料(窒素成分)を慣行の5割以下に節減して使用した栽培方法により生産された農産物であって、堆肥等による土づくりを行ったほ場において収穫されたものをいう。
農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物	当該農産物の栽培期間中において、節減対象農薬を慣行の5割以下に節減して使用した栽培方法であり、かつ、化学肥料及び化学合成土壌改良資材を使用しない栽培方法により生産された農産物であって、堆肥等による土づくりを行ったほ場において収穫されたものをいう。
農薬・化学肥料節減栽培農産物	当該農産物の栽培期間中において、節減対象農薬及び化学肥料(窒素成分)を慣行の5割以下に節減して使用した栽培方法により生産された農産物又は特別栽培農産物に係る新ガイドライン(平成4年10月施行食流3889号・平成16年4月改正実施総合950号 農林水産省指導通達)の基準に準ずる方法により生産された農産物であって、堆肥等による土づくりを行ったほ場において収穫されたものをいう。

節減対象農薬：農薬のうち、別表 1 (2) にあげる農薬を除くもの

3 栽培基準の遵守

生産登録者は、次の 4 の事項を遵守しなければならない。

4 基準

(1) ほ場の設定

認証農産物の生産ほ場は、他のほ場と明瞭に区別しなければならない。

(2) 品種

遺伝子組み替え技術により育成された品種の種子及び種苗は、使用してはならない。

(3) 土づくり

イ 水稲における堆肥等の施用は、堆肥等の種類、土壌条件などを考慮し適量を施用する。

ロ 野菜等（水稲以外）における堆肥等の施用は、作目、作型、土壌条件などを考慮し適量を施用する。

ハ 農薬・化学肥料不使用栽培農産物及び農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物の栽培に使用する堆肥等には、化学肥料を添加してはならない。

ニ 施用する堆肥等は、抗生物質及び重金属等の含まれていないものの使用に努める。

(4) 栽培期間の設定

作物の栽培期間は、作物の品種特性等を考慮し、適正な時期の作付けとする。

(5) 病害虫及び雑草防除

イ 農薬を使用する場合は、より毒性の低い普通物の使用に努めるとともに、「農薬使用基準」を遵守しなければならない。

ロ 農薬・化学肥料不使用栽培農産物及び農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物の生産に当たっては、あらかじめ節減対象農薬が処理された種子の使用をしてはならない。

(6) 資材の使用基準

イ 化学肥料不使用栽培に当たって使用できる肥料及び土壌改良資材は別表1(1)に掲げる資材とする。

ロ 別表1(2)に掲げる農薬を使用した場合は、使用回数にカウントしないものとする。

ハ 農薬不使用栽培のうち、「農薬：栽培期間中不使用」と表示する場合に使用できる天敵及び特定防除資材は、天敵等生物農薬及び生物農薬製剤（微生物農薬のうち死菌剤を除く）並びに特定防除資材とし、その他の使用できる資材は別表1(3)に掲げる資材とする。

ニ 農薬節減栽培及び化学肥料節減栽培における節減対象農薬及び化学肥料の使用基準（上限）は別表2に掲げるとおりとする。

ホ 節減対象農薬の使用回数は、前作物の収穫終了後から当該農作物の収穫終了時までの期間において使用した殺菌剤、殺虫剤、除草剤及び植物成長調整剤の有効成分の延べ使用回数とする。

ヘ 化学肥料の使用量は、前作物の収穫終了後から当該農作物の収穫終了時までの期間において使用した化学肥料の全窒素分量とする。

別表1 資材

(1) 肥料及び土壌改良資材

資材名	基準
農産物及びその残さに由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
家畜及び家禽排泄物に由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
食品製造業等に由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
生ゴミに由来する堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
パーク堆肥	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
魚かす粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
なたね油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
米ぬか油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
大豆油かす及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
蒸製骨粉	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
窒素質グアノ	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
乾燥藻及びその粉末	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
草木灰	化学的に合成された物質を添加していないものであること。
炭酸カルシウム肥料	天然鉱石を粉砕したもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。
貝化石肥料	化学的に合成された苦土肥料を添加していないものであること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したもの及び天然かん水から回収したものであること。
硫酸加里	天然鉱石を水洗精製したものであること。
硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸苦土肥料	ニガリを結晶させたもの又は天然硫酸苦土鉱石を精製したものであること。
水酸化苦土肥料	天然鉱石を粉砕したものであること。
石こう(硫酸カルシウム)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
硫黄	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないもので

<p>泥炭</p>	<p>あること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。</p>
<p>ベントナイト</p>	<p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。</p>
<p>パーライト</p>	<p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。</p>
<p>ゼオライト</p>	<p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。</p>
<p>パーミキュライト</p>	<p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。</p>
<p>けいそう土焼成粒</p>	<p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。</p>
<p>塩基性スラグ 鉍さいけい酸質肥料</p>	<p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。</p>
<p>熔せいりん肥</p>	<p>天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、化学的に合成された物質を添加していないものであること。</p>
<p>塩化ナトリウム その他の肥料及び土壌改良資材</p>	<p>採掘された塩であること。 植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施させる物（生物を含む。）であって、天然物質又は天然物質に由来するもの（天然物質を燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び天然物質から化学的な方法によらず製造されたものに限る。）で化学的に合成された物質を添加していないものであること。</p>

(2) 農薬

農薬
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬のうち有効成分が化学合成されていないもの ・ 化学合成農薬（農薬のうち有効成分が化学合成されたもの）のうち、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）の一に掲げられているもの ・ 展着剤

(参考) 有機農産物の日本農林規格別表2（平成18年10月27日一部改正）

農薬	基準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤除 なたね油乳剤 マシン油エアゾル マシン油乳剤 大豆レシチン・マシン油乳剤 デンプン水和剤 脂肪酸グリセリド乳剤 メタアルデヒド粒剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 硫黄・大豆レシチン水和剤 石灰硫黄合剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 天敵等生物農薬 性フェロモン剤 クロレラ抽出物液剤 混合生薬抽出物液剤	<p>虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。</p> <p>捕虫器に使用する場合に限ること。</p> <p>ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。 ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。</p> <p>農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。</p>

<p>ワックス水和剤 展着剤</p> <p>二酸化炭素くん蒸剤 ケイソウ土粉剤</p>	<p>カゼインまたはパラフィンを有効成分とするものに限ること。</p> <p>保管施設で使用する場合同に限ること。</p> <p>保管施設で使用する場合同に限ること。</p>
---	---

(3) その他資材

資材名	基準
マルハナバチ	着果促進として
ミツバチ	着果促進として